

3 原子燃料サイクル施設の主な経緯

| 年月日 | 事 項 |
|-----------|---|
| (昭和) | |
| 59. 4. 20 | 電事連 知事に対し、原子燃料サイクル事業の下北半島太平洋側立地について包括的協力要請 |
| 7. 27 | 電事連 知事及び六ヶ所村長に対し、原子燃料サイクル三施設の六ヶ所村立地について協力要請（事業概要発表） |
| 7. 31 | むつ小川原総合開発会議（14省庁） 原子燃料サイクル事業立地協力要請に係る青森県からの報告を受け、当面措置すべき事項について確認 |
| 8. 30 | 六ヶ所村 原子燃料サイクル施設対策協議会を設置 |
| 9. 5 | 県 県内各界各層の意見聴取対象者に対し、原子燃料サイクル事業の説明会開催（青森市、むつ市、三沢市 ～9月7日） |
| 9. 17 | 県 県内各界各層の意見聴取実施（～9月22日） |
| 11. 26 | 県委嘱専門家 「原子燃料サイクル事業の安全性に関する報告書」提出 |
| 11. 29 | 県 六ヶ所村に対し原子燃料サイクル事業の立地協力要請に対する村の意見を照会 |
| 60. 1. 5 | 六ヶ所村原子燃料サイクル施設対策協議会 村長に対し、答申 |
| 1. 16 | 六ヶ所村議会 全員協議会を開催し、対策協議会の答申を了承、これを受けて村立地受諾決定 |
| 1. 17 | 六ヶ所村 電事連からの立地協力要請を了承する旨県へ回答 |
| 1. 18 | 県 県内各界各層の第2次意見聴取実施（～1月22日） |
| 4. 9 | 知事 立地協力要請の最終判断をし、県議会全員協議会へ報告 |
| 4. 17 | 県 むつ小川原開発第2次基本計画「付」策定 |
| 4. 18 | 県、六ヶ所村、日本原燃サービス(株)及び日本原燃産業(株) 電気事業連合会立会いのもと「原子燃料サイクル施設の立地への協力に関する基本協定」締結 |
| 4. 18 | 日本原燃サービス(株)及び日本原燃産業(株) 六ヶ所村内に六ヶ所建設準備事務所開設 |
| 4. 24 | むつ小川原総合開発会議（14省庁） 「むつ小川原開発について」申合せ |
| 4. 26 | むつ小川原開発について閣議口頭了解 |
| 4. 30 | 日本原燃サービス(株)及び日本原燃産業(株) 県に対し、立地調査について説明（以降 関係機関、団体との協議） |
| 5. 10 | 県労議長他 県に対し、「核燃料サイクル施設建設立地に関する県民投票条例」制定請求 |
| 5. 27 | 県議会 第74回臨時議会開催（～5月28日）、県民投票条例制定議案を否決 |
| 6. 12 | 日本原燃サービス(株)及び日本原燃産業(株) 六ヶ所村に立地調査実施の協力依頼 |
| 6. 13 | 六ヶ所村 立地調査実施了承の回答 |
| 6. 17 | 日本原燃サービス(株)及び日本原燃産業(株) 六ヶ所村内三漁協に立地調査実施の協力依頼（6. 19八戸漁連、八戸地区原燃対策協議会、6. 20三沢市漁協） |
| 6. 27 | 日本原燃サービス(株)及び日本原燃産業(株) 立地調査（陸域部）開始 |
| 7. 11 | 六ヶ所村漁協 原子燃料サイクル施設立地に係る調査へ同意（7. 31六ヶ所村海水漁協、8. 19八戸漁連、八戸地区原燃対策協議会、8. 23三沢市漁協） |
| 10. 26 | 「六ヶ所原燃PRセンター」開館（六ヶ所村尾駁） |
| 11. 27 | 県 第1回原子燃料サイクル施設環境放射能総合調査検討会開催 |
| 61. 3. 23 | 泊漁協 臨時総会で原子燃料サイクル施設立地に係る調査へ同意 |
| 6. 2 | 日本原燃サービス(株)及び日本原燃産業(株) 立地調査（海域部）開始 |
| 8. 5 | むつ会社 原子燃料サイクル施設用地造成起工式 |
| 62. 4. 1 | むつ小川原原燃興産(株)設立 |
| 5. 26 | 日本原燃産業(株) 「六ヶ所ウラン濃縮工場 核燃料物質加工事業許可申請書」を内閣総理大臣に提出 |
| 63. 4. 25 | 六ヶ所原燃警備(株)設立 |
| 4. 27 | 日本原燃産業(株) 「六ヶ所低レベル放射性廃棄物貯蔵センター 廃棄物埋設事業許可申請書」を内閣総理大臣に提出 |
| 8. 10 | 内閣総理大臣 ウラン濃縮工場事業許可（第1期工事分600トンSWU/年） |

| 年月日 | 事 項 |
|--------------------|--|
| 63. 10. 14 (平成) | 日本原燃産業(株) ウラン濃縮工場の建屋工事着手 |
| 元. 2. 14 | 県 青森県地域防災計画原子力編の全面修正 |
| 3. 20 | (財)むつ小川原地域・産業振興財団設立 (平成25年4月1日 公益財団法人に移行) |
| 3. 30 | 日本原燃サービス(株) 「六ヶ所事業所 再処理事業指定申請書」及び「六ヶ所事業所 廃棄物管理事業許可申請書」を内閣総理大臣に提出 |
| 5. 15 | 自民党青森県支部連合会 原子燃料サイクル施設立地に係る統一見解の取りまとめと、そのための「原子燃料サイクル特別委員会」設置を決定 |
| 8. 19 | 県 参議院議員選挙の結果を踏まえ、電事連及び原燃2社に対し、原子燃料サイクル施設に対する県民の不安解消のため新たな対応を取るよう文書要請 |
| 8. 25 | 県 参議院議員選挙の結果を踏まえ、科学技術庁長官及び通商産業大臣に対し、原子燃料サイクル施設立地推進のため万全の措置を講ずるよう文書要請 |
| 9. 22 | 電事連及び原燃2社 平成元年8月19日の県の要請に対する措置を回答 |
| 10. 18 | 「フォーラム・イン・青森 (原子燃料サイクル地域座談会)」開始 |
| 12. 11 | 自民党青森県支部連合会 原子燃料サイクル施設立地に係る統一見解を取りまとめ |
| 12. 26 | 自民党本部 「原子燃料サイクル特別委員会」を設置 |
| 2. 1. 31 | 六ヶ所げんねん企画(株)設立 |
| 4. 1 | 県 環境保健部内に「原子力環境対策室」を設置 |
| 4. 3 | 日本原燃産業(株) ウラン濃縮工場遠心分離機の搬入開始 |
| 4. 26 | 原子力安全委員会 「日本原燃産業(株)六ヶ所事業所における廃棄物埋設の事業に係る公開ヒアリング」開催 |
| 8. 27 | 県 「原子燃料サイクル安全対策委員会」設置 |
| 9. 29 | 県 高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する国の基本的考え方について、科学技術庁に照会 |
| 10. 1 | 高レベル放射性廃棄物の最終処分について、本県の照会に対し、科学技術庁長官から回答 |
| 10. 18 | 日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成9年12月」から「平成10年10月」に変更 |
| 11. 1 | 国 (5省庁) 「核燃料サイクル施設に係る風評被害防止のための関係省庁連絡会議」設置 |
| 11. 15 | 内閣総理大臣 低レベル放射性廃棄物貯蔵センター事業許可 |
| 11. 30 | 日本原燃産業(株) 低レベル放射性廃棄物貯蔵センターの建設工事着手 |
| 12. 3 | (財)環境科学技術研究所設立 (平成24年4月1日 公益財団法人に移行) |
| 3. 5. 31 | 「風評被害認定委員会」発足 |
| 7. 25 | 県、六ヶ所村及び日本原燃産業(株) 「六ヶ所ウラン濃縮工場周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書」締結 |
| 7. 30 | 日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成11年8月」に変更 |
| 7. 30 | 自治大臣 「核燃料物質等取扱税」許可 |
| 9. 10 | 隣接6市町村及び日本原燃産業(株) 「六ヶ所ウラン濃縮工場隣接市町村住民の安全確保等に関する協定書」締結 |
| 9. 20 | 新「六ヶ所原燃PRセンター」開館 |
| 9. 27 | 日本原燃産業(株) 六フッ化ウラン搬入開始 |
| 9. 30 | 原燃輸送(株) 三菱重工神戸造船所から低レベル放射性廃棄物運搬船「青栄丸」を引き渡し |
| 10. 30 | 原子力安全委員会 「日本原燃サービス(株)六ヶ所事業所における廃棄物管理事業及び再処理事業に係る公開ヒアリング」開催 |
| 4. 3. 27 | 日本原燃産業(株) ウラン濃縮工場第1期工事分の操業開始 (600トンSWU/年のうち初年度分 150トンSWU/年) |
| 4. 3 | 内閣総理大臣 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター事業許可 |
| 4. 13 | 高レベル放射性廃棄物の最終処分について、本県の照会に対し、日本原燃サービス(株)から回答 |
| 5. 6 | 日本原燃サービス(株) 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターの建設工事着手 |
| 7. 1 | 日本原燃サービス(株)及び日本原燃産業(株)が合併し、日本原燃(株)が発足 |
| 9. 21 | 県、六ヶ所村及び日本原燃(株) 「六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書」締結 |
| 10. 26 | 隣接6市町村及び日本原燃(株) 「六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター隣接市町村住民の安全確保等に関する協定書」締結 |

| 年月日 | 事 項 |
|---------------------|---|
| 4. 11. 16 | 日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成12年1月」に変更 |
| 12. 8 | 日本原燃(株) 低レベル放射性廃棄物埋設センター操業開始(同センター1号廃棄物埋設施設の受入れ開始) |
| 12. 24 | 内閣総理大臣 再処理工場事業指定 |
| 5. 4. 28 | 日本原燃(株) 再処理工場着工 |
| 7. 12 | 内閣総理大臣 ウラン濃縮工場変更許可(第2期工事前半分450トンSWU/年) |
| 11. 18 | 日本原燃(株) ウラン濃縮工場から製品ウラン初搬出 |
| 6. 11. 14 | 県 六ヶ所廃棄物管理施設における高レベル放射性廃棄物(ガラス固化体)の管理について、日本原燃(株)に照会 |
| 11. 15 | 六ヶ所廃棄物管理施設における高レベル放射性廃棄物(ガラス固化体)の管理について、本県の照会に対し、日本原燃(株)から回答 |
| 11. 16 | 県 六ヶ所廃棄物管理施設における高レベル放射性廃棄物(ガラス固化体)の管理について、電気事業者(電力10社)に照会 |
| 11. 16 | 県 高レベル放射性廃棄物の最終処分について、科学技術庁に照会 |
| 11. 18 | 六ヶ所廃棄物管理施設における高レベル放射性廃棄物(ガラス固化体)の管理について、本県の照会に対し、電気事業者(電力10社)から回答 |
| 11. 19 | 高レベル放射性廃棄物の最終的な処分について、本県の照会に対し、科学技術庁長官から回答 |
| 12. 26 | 県、六ヶ所村及び日本原燃(株) 「六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書」締結 |
| 7. 1. 25 | 隣接6市町村及び日本原燃(株) 「六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター隣接市町村住民の安全確保等に関する協定書」締結 |
| 4. 24 | 高レベル放射性廃棄物の最終処分について、本県からの要請を踏まえ、電気事業者(電気事業連合会、電力10社)及び日本原燃(株)から確約文書 |
| 4. 25 | 高レベル放射性廃棄物の最終的な処分について、科学技術庁長官から確約文書 |
| 4. 26 | 日本原燃(株) 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター操業開始(第1回返還ガラス固化体受入れ) |
| 8. 1. 25 | 日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成15年1月」に変更 |
| 2. 26 | 県 科学技術庁長官及び通商産業大臣に対し、再処理施設の国策上の位置付について確認 |
| 9. 2. 21 | 電事連 2010年までに電力各社がプルサーマルを順次導入する計画を公表 |
| 7. 29 | 内閣総理大臣 再処理工場の再処理事業変更許可(仏の再処理工場の運転実績による基本設計の変更) |
| 9. 8 | 国(通産省) 「核燃料サイクル協議会」を設置 |
| 9. 9 | 第1回核燃料サイクル協議会 |
| 10. 17 | 日本原燃(株) ウラン濃縮工場第2期工事前半分の操業開始(450トンSWU/年のうち初年度分150トンSWU/年) |
| 10. 3. 11 ～3. 12 | 日本原燃(株) 第3回返還ガラス固化体に係る搬入作業の延期 |
| 3. 13 | 日本原燃(株) 第3回返還ガラス固化体受入れ |
| 3. 13 | 高レベル放射性廃棄物の最終処分等について、内閣官房長官、科学技術庁長官、通商産業大臣と知事の四者会談及び内閣総理大臣との個別会談で確認 |
| 5. 1 | 日本原燃(株) 原燃マシナリー(株)を設立 |
| 7. 24 | 第2回核燃料サイクル協議会 |
| 7. 29 | 県、六ヶ所村及び日本原燃(株) 「六ヶ所再処理工場の受入れ貯蔵施設等で行う燃焼度計測装置の校正試験に用いる使用済燃料の受入れ及び貯蔵に当たっての周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書」及び「覚書」締結 |
| 8. 25 | 隣接6市町村及び日本原燃(株) 「六ヶ所再処理工場の受入れ貯蔵施設等で行う燃焼度計測装置の校正試験に用いる使用済み燃料の受入れ及び貯蔵に当たっての隣接市町村住民の安全確保等に関する協定書」締結 |
| 10. 2 | 日本原燃(株) 試験用使用済燃料を初搬入 |
| 10. 5 | (財)原子力安全技術センター 防災技術センター事務所を六ヶ所村に開設 |
| 10. 7 | 原燃輸送(株) 使用済燃料輸送容器の中性子遮へい材データについて改ざんがあったことを公表 |

| 年月日 | 事 項 |
|-----------|--|
| 10. 10. 8 | 内閣総理大臣 低レベル放射性廃棄物埋設センター2号廃棄物埋設施設の増設及び1号廃棄物埋設施設の変更に係る事業変更許可 |
| 10. 12 | 電事連 日本原燃(株)に対し、国内MOX燃料加工事業に関する調査・検討への協力を要請 |
| 10. 13 | 日本原子力発電(株) 使用済燃料輸送用キャスクの中性子遮へい材のデータ改ざんに係わる対策本部設置 |
| 10. 21 | 日本原燃(株) 電気事業連合会からの要請を受け、MOX燃料加工事業に関する調査・検討を開始 |
| 11. 1 | 原燃マシナリー(株) ウラン濃縮機器(株)と合弁(商号は原燃マシナリー(株)) |
| 12. 7 | 日本原燃(株) 輸送容器問題対策会議を設置 |
| 11. 2. 26 | 日本原燃(株) 定款の事業目的に「混合酸化物燃料の製造」を追加することを決定 |
| 4. 26 | 日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成17年7月」に変更 |
| 9. 30 | (株)ジェー・シー・オー東海事業所にて臨界事故 |
| 10. 17 | 知事 六ヶ所再処理施設調査 |
| 11. 4 | 第3回核燃料サイクル協議会 |
| 12. 3 | 日本原燃(株) 再処理事業開始(再処理工場の使用済燃料受入れ貯蔵施設がしゅん工) |
| 12. 16 | BNFL製MOX燃料データ改ざん問題の発覚 |
| 12. 17 | 原子力災害対策特別措置法成立 |
| 12. 10. 6 | 知事 「六ヶ所再処理工場の使用済燃料受入れ貯蔵施設等の周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書」の締結を行う旨表明 |
| 10. 10 | 日本原燃(株) 低レベル放射性廃棄物埋設センター2号埋設施設の受入れ開始 |
| 10. 12 | 県、六ヶ所村及び日本原燃(株) 「再処理工場の使用済燃料受入れ貯蔵施設等の周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書」締結 |
| 11. 1 | 日本原燃(株) 濃縮・埋設事業所内に「ウラン濃縮技術開発センター」を設置 |
| 11. 1 | 日本原燃(株) 核燃料サイクル開発機構とウラン濃縮に係る技術協力協定締結 |
| 11. 10 | 電事連 日本原燃(株)に対し、六ヶ所村への立地を前提にMOX燃料加工の事業主体となることを要請 |
| 11. 20 | 日本原燃(株) MOX燃料加工の事業主体となることを表明 |
| 11. 29 | 隣接6市町村及び日本原燃(株) 「再処理工場の使用済燃料受入れ貯蔵施設等の隣接市町村住民の安全確保等に関する協定書」締結 |
| 12. 1 | 日本原燃(株) ウラン濃縮工場に係る新增設等計画書を県及び六ヶ所村に提出(保管廃棄エリア増設) |
| 12. 19 | 日本原燃(株) 使用済燃料の本格搬入開始 |
| 12. 27 | 日本原燃(株) 核燃料サイクル開発機構とMOX燃料加工施設の建設・運転等に関する技術協力協定を締結 |
| 13. 3. 1 | 日本原燃(株) 再処理工場の一部設計変更等ならびに返還ガラス固化体貯蔵施設の増設を県及び六ヶ所村に報告 |
| 4. 2 | 原燃マシナリー(株) 事業体制見直し |
| 4. 20 | 日本原燃(株) 建設中の再処理工場において通水作動試験開始 |
| 5. 23 | 第4回核燃料サイクル協議会 |
| 7. 4 | 日本原燃(株) 低レベル放射性廃棄物の次期埋設に関する予備調査開始 |
| 7. 16 | 県及び六ヶ所村 ウラン濃縮工場の保管廃棄能力の変更及び再処理工場返還ガラス固化体貯蔵施設の増設について事前了解 |
| 8. 24 | 日本原燃(株) 県及び六ヶ所村に対し、MOX燃料工場の立地協力を要請 |
| 9. 17 | 県 「MOX燃料加工施設に係る安全性チェック・検討会」を開催 |
| ~14. 4. 9 | |
| 11. 16 | 第2専用道路完成 |
| 12. 28 | 使用済燃料受入れ・貯蔵施設におけるプール水漏えい発覚 |
| 14. 2. 8 | 国(経産省) 原子力防災緊急事態応急対策拠点施設指定 |
| 2. 17 | 国(経産省) 「MOX燃料工場に関する説明会」を六ヶ所村で開催 |
| 4. 16 | MOX燃料加工施設に係る安全性チェック・検討結果を知事へ報告し、同日、六ヶ所村長へ説明 |
| 4. 18 | 国(経産省) 再処理事業変更許可(使用済燃料受入れ、貯蔵施設の変更届) |

| 年月日 | 事 項 |
|-----------|--|
| 14. 4. 22 | 県 MOX燃料加工施設に係る六ヶ所村周辺市町村長会議及び全市町村長会議を開催 |
| 4. 30 | 県 MOX燃料加工施設に係る原子力政策青森賢人会議を開催 |
| 5. 7 | 国（経産省） ウラン濃縮事業に係る事業変更許可（廃棄物保管廃棄能力増強） |
| 5. 8 | 県 「MOX燃料加工施設に係る安全性チェック・検討結果説明会」を開催（六ヶ所村、 |
| ～5. 10 | むつ市、青森市、八戸市、弘前市、五所川原市） |
| 7. 10 | 日本原燃㈱ 低レベル放射性廃棄物の次期埋設施設に関する予備調査結果を県及び六ヶ所村に報告 |
| 9. 2 | 日本原燃㈱ 再処理工場試験運転全体計画を国（経産省）へ提出 |
| 10. 10 | 第5回核燃料サイクル協議会 |
| 11. 1 | 日本原燃㈱ 建設中の再処理工場において化学試験を開始 |
| 11. 13 | 日本原燃㈱ 低レベル放射性廃棄物の次期埋設に関する本格調査開始 |
| 11. 28 | 第6回核燃料サイクル協議会 |
| 12. 23 | 日本原燃㈱ プール水漏えいの原因調査結果を国（保安院）に報告 |
| 15. 1. 1 | 日本原燃㈱ 本社を六ヶ所村に移転 |
| 1. 7 | 日本原燃㈱ プール水漏えいに関する総点検を開始 |
| 8. 6 | 日本原燃㈱ プール水漏えいに係る調査・点検結果を国（保安院）に報告 |
| 9. 9 | 日本原燃㈱ 再処理施設品質保証体制点検計画書を国（保安院）に報告 |
| 9. 12 | 第1回六ヶ所再処理施設総点検に関する検討会（神田検討会）を開催 |
| 9. 19 | 日本原燃㈱ 再処理工場のしゅん工時期を「平成18年7月」に変更 |
| 12. 8 | 国（経産省） 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターの増設に係る事業変更許可（管理施設増設） |
| 12. 18 | 第7回核燃料サイクル協議会 |
| 12. 19 | 電事連 2010年度までに電力会社がプルサーマルを順次導入（合計で16～18基）することを再確認 |
| 16. 2. 13 | 日本原燃㈱ 再処理施設の品質保証体制点検の結果を国（保安院）に報告 |
| 3. 17 | 日本原燃㈱ 「六ヶ所再処理施設総点検に関する検討会」の審議を踏まえ、再処理施設の品質保証体制点検結果報告書を改訂 |
| 3. 31 | 国 「六ヶ所再処理施設総点検に関する検討会」の審議を踏まえ、日本原燃㈱の品質保証体制点検結果に対する評価をとりまとめ |
| 4. 1 | 国（保安院） 評価結果を県に報告 |
| 4. 2 | 評価結果について県議会議員全員協議会開催 |
| 4. 8 | 原子力政策懇話会（14日も） |
| 4. 12 | 市町村長会議 |
| 4. 16 | 知事 原子力委員会委員長、電気事業連合会会長、内閣官房長官、科学技術政策担当大臣、文部科学大臣、経済産業大臣に対し、確認・要請（26日も） |
| 4. 20 | 日本原燃㈱ 県内4ヶ所（六ヶ所村、青森市、八戸市、弘前市）で再処理施設の総点検に |
| ～4. 23 | 関する説明会開催 |
| 4. 28 | 県 5項目を原燃に強く要請し、佐々木社長から「全て遵守する」との回答を得た上で、使用済燃料搬入再開を了承し、ウラン試験の安全協定の手続きの検討に入ることを表明 |
| 5. 12 | 県 「六ヶ所再処理施設総点検に係る説明会」を開催（青森市、六ヶ所村、むつ市、八戸 |
| ～5. 14 | 市、五所川原市、弘前市） |
| 10. 21 | 日本原燃㈱ 再処理事業の変更許可申請（第1低レベル廃棄物貯蔵建屋の最大保管能力変更） |
| 11. 15 | 第8回核燃料サイクル協議会 |
| 11. 22 | 県、六ヶ所村及び日本原燃㈱ 「六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにウラン試験に伴うウランの取扱いに当たっての周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定」締結 |
| 12. 1 | 知事 定例記者会見において、MOX燃料加工施設に係る立地協力要請に対する検討を再開する旨表明 |
| 12. 3 | 隣接市町村及び日本原燃㈱ 「六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにウラン試験に伴うウランの取扱いに当たっての隣接市町村等の安全確保等に関する協定」締結 |
| 12. 10 | 隣接市町村及び日本原燃㈱ 国（保安院）による評価意見を踏まえ、再処理施設品質保証点検計画書を修正 |

| 年月日 | 事 項 |
|------------|---|
| 16. 12. 21 | 日本原燃(株) 再処理工場においてウラン試験開始 |
| 17. 1. 17 | 県 「MOX燃料加工施設に係る安全性チェック・検討会」を開催(六ヶ所村、青森市) |
| ～1. 31 | |
| 2. 1 | MOX燃料加工施設に係る安全性チェック・検討結果を知事へ報告し、同日、六ヶ所村長へ説明 |
| 2. 10 | 日本原燃(株) MOX燃料工場に関する説明会実施(六ヶ所村、八戸市、青森市、弘前市) |
| ～2. 18 | |
| 2. 15 | MOX燃料加工施設に係る安全性チェック・検討結果について県議会議員全員協議会を開催 |
| 2. 17 | MOX燃料加工施設に係る安全性チェック・検討結果について市町村長会議を開催。同日、同内容について「青森県原子力政策懇話会」を開催 |
| 2. 21 | 県 MOX燃料加工施設に関する県民説明会を開催(青森市、六ヶ所村、むつ市、八戸市、五所川原市、弘前市) |
| ～2. 25 | |
| 3. 2 | 県 六ヶ所村(6地区)において、MOX燃料加工施設に係る安全性チェック・検討結果について説明会を開催 |
| ～3. 4 | |
| 3. 18 | 六ヶ所村原子燃料サイクル施設対策協議会 MOX燃料加工施設に係る立地協力要請の受入れについて村長へ提言 |
| 3. 24 | 六ヶ所村 MOX燃料加工施設に係る六ヶ所村議会議員全員協議会を開催 |
| 3. 26 | 県 「MOX燃料加工施設に係るご意見を聴く会」を開催 |
| 3. 28 | 日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成19年5月」に変更 |
| 4. 5 | 知事 日本原燃(株)児島社長に対し、品質保証体制の不断の改善、人材育成と教育訓練体制の充実強化、県民の不安解消への努力について要請 |
| 4. 12 | 知事 原子力委員会委員長、経済産業大臣及び電気事業連合会会長に対し、要請・確認 |
| 4. 13 | 電気事業連合会会長 日本原子力技術協会設立について、知事へ報告 |
| 4. 13 | 六ヶ所村長 知事に対し、MOX燃料加工施設に係る立地協力要請を受諾する考えである旨報告 |
| 4. 14 | 知事 記者会見において、MOX燃料加工施設に係る立地協力要請を受諾する旨、また、立地基本協定を締結する考えである旨公表 |
| 4. 14 | 知事及び六ヶ所村長 日本原燃(株)社長及び電気事業連合会副会長(立会人)に対し、MOX燃料加工施設に係る立地基本協定案を提示(同時に案の内容公表) |
| 4. 15 | 日本原燃(株)社長 MOX燃料加工施設に係る立地基本協定案の内容に異議のない旨、県に回答(同日六ヶ所村へも回答) |
| 4. 19 | MOX燃料加工施設に係る立地基本協定調印式(知事、六ヶ所村長、日本原燃(株)社長及び電気事業連合会会長) |
| 4. 20 | 日本原燃(株) MOX燃料加工施設に係る事業許可申請 |
| 9. 29 | 国(経産省) 再処理事業に係る変更許可(第1低レベル廃棄物貯蔵建屋の最大保管能力変更) |
| 11. 18 | 日本原燃(株) 再処理施設の工事計画に係る変更届を国(経産省)へ提出、再処理工場のしゅん工時期を「平成19年7月」とする |
| 18. 1. 6 | 電事連 電力各社が公表した「六ヶ所再処理工場で回収されるプルトニウムの利用計画」を取りまとめ、初公表 |
| 1. 22 | 日本原燃(株) 再処理工場においてウラン試験終了 |
| 2. 6 | 国(経産省) ウラン濃縮事業に係る事業変更許可(劣化ウラン払出し等) |
| 2. 20 | 日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成19年8月」に変更 |
| 3. 4 | 県 六ヶ所再処理工場アクティブ試験に関する意見聴取 |
| 3. 27 | 第9回核燃料サイクル協議会 |
| 3. 29 | 県、六ヶ所村及び日本原燃(株) 「六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにアクティブ試験に伴う使用済燃料等の取扱いに当たっての周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定」締結 |
| 3. 31 | 隣接市町村及び日本原燃(株) 「六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにアクティブ試験に伴う使用済燃料等の取扱いに当たっての隣接市町村等の安全確保等に関する協定」締結 |

| 年月日 | 事 項 |
|-----------|--|
| 18. 3. 31 | 日本原燃(株) 再処理工場においてアクティブ試験開始 |
| 9. 1 | 日本原燃(株) 低レベル放射性廃棄物の次期埋設に関する本格調査結果を公表 |
| 10. 17 | 日本原燃(株)及び電気事業連合会 県及び六ヶ所村に対し、仏国から返還される低レベル廃棄物を一時貯蔵する建屋の建設及び英国から低レベル廃棄物と交換して返還される高レベル廃棄物を既設の高レベル放射性廃棄物貯蔵建屋にて一時貯蔵する計画、並びに今後の再処理施設の操業に必要な施設の増設等に係る要請 知事 再処理工場に係る増設等については、日本原燃(株)として、六ヶ所再処理工場の操業が具体的に視野に入ってきた中で、操業に必要な各種建屋の増設等を行いたいという趣旨と理解し、検討する旨、また、海外からの返還廃棄物については、今は事業者としてアクティブ試験に全力を傾注しなければならない時期とし、検討できる状況にないと考えてる旨を回答 |
| 12. 14 | 知事 日本原燃(株)の再処理施設の増設等については、六ヶ所再処理工場の今後の操業に必要な建屋に係るものであり、専門家の意見を踏まえた検討の結果、既存の施設と同等の安全性を確保できるものと考えてる旨の結論が得られたこと、県議会での議論、県議会各会派等の意見、六ヶ所村長の意向を踏まえ、総合判断した結果、了解する旨、回答 |
| 12. 19 | 日本原燃(株) 県及び六ヶ所村に対し、六ヶ所ウラン濃縮工場に係る新增設等計画書を提出（ウラン回収設備の設置に係る事前了解申し入れ） |
| 19. 1. 31 | 日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成19年11月」に変更 |
| 2. 20 | 日本原燃(株) MOX燃料加工施設の着工を「平成19年10月」に、しゅん工時期を「平成24年10月」に変更 |
| 2. 23 | 電事連 六ヶ所再処理工場で回収されるプルトニウムの利用計画を策定 |
| 3. 16 | 県及び六ヶ所村 日本原燃(株)に対し、六ヶ所ウラン濃縮工場のウラン回収設備の設置について事前了解 |
| 6. 4 | 国（経産省） 原子力委員会及び原子力安全委員会に対し、再処理事業所における核燃料物質の加工の事業の許可について、審査結果を諮問 |
| 9. 6 | 原子力安全委員会 MOX燃料加工施設の公開ヒアリングを開催（六ヶ所村文化交流プラザ「スワニー」） |
| 9. 7 | 日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成20年2月」に変更 |
| 10. 5 | 日本原燃(株) 再処理工場のアクティブ試験において、ガラス固化試験開始 |
| 20. 2. 25 | 日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成20年5月」に変更 |
| 3. 7 | 電事連 六ヶ所再処理工場で回収されるプルトニウムの利用計画を策定 |
| 3. 26 | 国（経産省） ウラン濃縮事業に係る事業変更許可（付着ウラン回収設備） |
| 4. 10 | 県 高レベル放射性廃棄物の最終処分について、電気事業者（電気事業連合会、電力10社）及び日本原燃(株)に照会 |
| 4. 23 | 県 高レベル放射性廃棄物の最終処分について、国（経産省）に照会 |
| 4. 24 | 県 高レベル放射性廃棄物の最終処分について、本県からの要請を踏まえ、電気事業者（電気事業連合会、電力10社）及び日本原燃(株)から確約文書を受領 |
| 4. 25 | 県 高レベル放射性廃棄物の最終処分について、本県の照会に対する、経済産業大臣から確約文書を受領 |
| 5. 29 | 日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成20年7月」に変更 |
| 7. 29 | 日本原燃(株) 安全協定に基づき、ウラン濃縮工場新型遠心機への更新に伴う新增設等計画書を県及び六ヶ所村に提出 |
| 7. 30 | 日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成20年11月」に変更 |
| 11. 7 | 県及び六ヶ所村 ウラン濃縮工場の新型遠心機への更新等について、事前了解 |
| 11. 25 | 日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成21年2月」に変更 |
| 21. 1. 30 | 日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成21年8月」に変更 |
| 2. 22 | 知事 高レベル放射性廃棄物の最終処分等について、内閣総理大臣に確認 |
| 3. 6 | 電事連 六ヶ所再処理工場で回収されるプルトニウムの利用計画を策定 |
| 4. 16 | 日本原燃(株) MOX燃料加工施設の着工を「平成21年11月」に、しゅん工時期を「平成27年6月」に変更 |
| 6. 12 | 電事連 プルサーマル計画を「2015年度までに16～18基で導入」に変更、MOX燃料加工施設の操業開始時期の変更に伴う六ヶ所再処理工場で回収されるプルトニウムの利用計画の見直し |
| 6. 17 | 第10回核燃料サイクル協議会 |
| 8. 31 | 日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成22年10月」に変更 |

| 年月日 | 事 項 |
|-----------|--|
| 21. 9. 2 | 電事連 六ヶ所再処理工場のしゅん工時期の変更に伴う六ヶ所再処理工場で回収されるプルトニウムの利用計画の見直し |
| 9. 29 | 県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会開催 |
| 10. 30 | 日本原燃(株) 県及び六ヶ所村に対し、六ヶ所再処理工場の使用済燃料受入れ・貯蔵施設から発生する低レベル固体廃棄物の保管廃棄能力向上に係る新設等計画書を提出（事前了解申し入れ） |
| 12. 4 | 日本原燃(株) MOX燃料加工施設の着工を「平成22年5月」に変更 |
| 22. 1. 21 | 国（経産省） ウラン濃縮工場の新型遠心機への更新等に係る核燃料物質加工事業変更許可 |
| 2. 16 | 県及び六ヶ所村 日本原燃(株)に対し、六ヶ所再処理工場の低レベル固体廃棄物の保管廃棄能力向上について事前了解 |
| 2. 19 | 日本原燃(株) 再処理事業に係る変更許可申請（第4低レベル廃棄物貯蔵建屋の設置） |
| 3. 1 | 資源エネルギー庁長官 県に対し、海外返還廃棄物の受入れについての検討を要請 |
| 3. 2 | 知事 経済産業大臣から直接話を伺い、確認をする必要があると考えている旨回答 |
| 3. 2 | 電気事業者連合会及び日本原燃(株) 県に対し、仏国から返還される低レベル放射性廃棄物及び英国からの単一返還される高レベル放射性廃棄物の六ヶ所村における一時貯蔵計画について、理解、協力を要請 |
| 3. 6 | 経済産業大臣 来県し、県に対して海外返還廃棄物について、六ヶ所村において受入れ・一時貯蔵を要請 |
| | 知事 青森県を最終処分地にしないこと等の確認事項に対する大臣からの確約を重く受け止め、六ヶ所村長の意向も踏まえ、海外返還廃棄物の受入れに係る安全性等について検討を開始することを表明 |
| 3. 15 | 電事連 六ヶ所再処理工場で回収されるプルトニウムの利用計画を策定 |
| 3. 23 | 県 「海外返還廃棄物の受入れに係る安全性チェック・検討会」を設置、開催（六ヶ所村、青森市） |
| ～6. 30 | |
| 5. 13 | 国（経産省） MOX燃料加工施設 事業許可 |
| 5. 21 | 日本原燃(株) MOX燃料加工施設の着工を「平成22年10月」、しゅん工時期を「平成28年3月」に変更 |
| 7. 1 | 海外返還廃棄物の受入れに係る安全性チェック・検討結果を知事へ報告 |
| 7. 2 | 海外から返還される低レベル放射性廃棄物の搬出等に係る文書確約について、電気事業者及び日本原燃(株)に照会 |
| 7. 5 | 県 地層処分相当の低レベル放射性廃棄物の最終処分について、国（経産省）に照会 |
| 7. 9 | 日本原燃(株) 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターのしゅん工時期を「平成23年2月」に変更 |
| 7. 13 | 地層処分相当の低レベル放射性廃棄物の最終処分について、本県からの要請を踏まえ、経済産業大臣、電気事業者（電気事業者連合会、電力10社）及び日本原燃(株)から確約書を受領 |
| 7. 15 | 日本原燃(株) 再処理施設高レベル廃液ガラス固化建屋ガラス熔融炉運転方法の改善検討結果について国（経産省）へ提出 |
| 7. 20 | 県 海外返還廃棄物の受入れに係る安全性チェック・検討結果について議員説明会を開催 |
| 7. 22 | 県 原子力政策懇話会を開催 |
| 7. 23 | 県 「海外返還廃棄物の受入れ」に関する県民説明会を開催（青森市（2回）、六ヶ所村、むつ市、八戸市、弘前市、五所川原市） |
| ～7. 26 | |
| 7. 29 | 六ヶ所村全員協議会 |
| 7. 30 | 県議会 「海外返還廃棄物の受入れ」に関する原子力・エネルギー対策特別委員会を開催 |
| 8. 9 | 県 「海外返還廃棄物の受入れ」に関する意見聴取 |
| 8. 10 | 県 「海外返還廃棄物の受入れ」に関する原子力政策懇話会、市町村長会議を開催 |
| | 県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会から、国・事業者への要望 |
| 8. 18 | 県議会各会派からの意見提出 |
| | 六ヶ所村長 知事に対し、海外返還廃棄物の受入れを容認する旨伝達 |
| 8. 19 | 知事 記者会見において、海外返還廃棄物の受入れ要請を受諾する考えである旨公表 |
| 8. 23 | 日本原燃(株) 県及び六ヶ所村に対し、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターの放射性固体廃棄物の最大保管廃棄能力の向上に係る新設等計画書を提出（事前了解申し入れ） |
| 9. 10 | 日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成24年10月」に変更 |

| 年月日 | 事 項 |
|-----------|---|
| 22. 9. 17 | 電事連 六ヶ所再処理工場のしゅん工時期の変更に伴う六ヶ所再処理工場で回収されるプルトニウムの利用計画の見直し |
| 10. 5 | 県議会 「再処理施設のしゅん工延期」に関する原子力・エネルギー対策特別委員会を開催 |
| 10. 7 | 県及び六ヶ所村 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターの放射性固体廃棄物の最大保管廃棄能力の向上に係る新增設等計画書について事前了解 |
| 10. 20 | 日本原燃(株) 国(経産省)に対し、廃棄物管理事業変更許可申請(返還低レベル放射性廃棄物の受入れ) |
| 10. 28 | 日本原燃(株) MOX燃料加工施設 工事着工 |
| 11. 1 | 日本原燃(株) 再処理施設高レベル廃液ガラス固化建屋ガラス熔融炉運転方法の改善検討結果について(改正版)を国(経産省)へ提出 |
| 11. 2 | 知事 原子力委員会「原子力政策大綱」の見直しの必要性に関する有識者ヒアリングに出席 |
| 11. 15 | 第11回核燃料サイクル協議会 |
| 23. 2. 14 | 国(経産省) 再処理事業に係る変更許可(低レベル固体廃棄物の保管能力向上) |
| 2. 24 | 日本原燃(株) 再処理事業に係る変更許可申請(MOX燃料加工施設との接続) |
| 2. 28 | 日本原燃(株) 廃棄物管理施設のしゅん工時期を「平成23年4月」に変更 |
| 3. 11 | 東京電力(株)福島第一原子力発電所にて過酷事故 |
| 3. 23 | 県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催 |
| 3. 31 | 日本原燃(株) 再処理施設の第4低レベル廃棄物貯蔵建屋の着工時期を「平成23年4月」、しゅん工時期を「平成25年7月」に変更 |
| 4. 25 | 日本原燃(株) ガラス固化体貯蔵建屋B棟しゅん工 |
| 4. 28 | 日本原燃(株) 再処理施設の第4低レベル廃棄物貯蔵建屋の着工時期を「平成23年5月」、しゅん工時期を「平成25年8月」に変更 |
| 5. 16 | 日本原燃(株) 六ヶ所再処理施設の外部電源の信頼性確保について、国(経産省)へ報告 |
| 5. 17 | 県議会 福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた県内原子力施設の安全対策についての議員説明会を開催 |
| 5. 30 | 日本原燃(株) 福島第一、第二原子力発電所等の事故を踏まえた再処理施設の緊急安全対策に係る実施状況等を国(経産省)へ報告 |
| 6. 1 | 日本原燃(株) 再処理施設の第4低レベル廃棄物貯蔵建屋の着工時期を「平成23年6月」、しゅん工時期を「平成25年9月」に変更 |
| 6. 7 | 県 「青森県原子力安全対策検証委員会」を設置、開催(委員任期2年以内) |
| ~11. 3 | |
| 6. 9 | 「福島第一、第二原子力発電所等の事故を踏まえた再処理施設の緊急安全対策に係る実施状況報告」の一部を改正し、国(経産省)へ報告 |
| 6. 16 | 県議会 福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた県内原子力施設の緊急安全対策の実施状況に係る国の評価等に関する議員説明会を開催 |
| 6. 22 | 日本原燃(株) 原子力発電所におけるシビアアクシデントへの対応に関する措置を踏まえた再処理施設における措置の実施状況について、国(経産省)へ報告 |
| 6. 29 | 県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催 |
| 7. 5 | 県 原子力政策懇話会を開催 |
| 7. 6 | 日本原燃(株) 再処理施設の第4低レベル廃棄物貯蔵建屋の着工時期を「平成23年7月」、しゅん工時期を「平成25年10月」に変更 |
| 7. 8 | 県 福島第一原子力発電所事故を踏まえた県内原子力施設の安全対策に係る市町村長会議を開催 |
| 7. 11 | 県 福島第一原子力発電所事故を踏まえた県内原子力施設の安全対策に係る県民説明会を開催(青森市(2回)、六ヶ所村、むつ市、八戸市、五所川原市、弘前市) |
| ~7. 14 | |
| 7. 14 | 県 福島第一原子力発電所事故を踏まえた県内原子力施設の安全対策に関する県内各界各層の意見聴取を実施 |
| 9. 21 | 日本原燃(株) 核燃料物質加工事業の工事計画に係わる変更届を国(経産省)へ提出、ウラン濃縮工場新型遠心機の初期導入前半分(37.5トンSWU/年)の運転開始時期を「平成23年12月」、初期導入後半分(37.5トンSWU/年)の運転開始時期を「平成24年12月」に変更 |
| 11. 10 | 県 青森県原子力安全対策検証委員会からの報告を受領 |

| 年月日 | 事 項 |
|------------|--|
| 23. 11. 21 | 県 検証委員会報告を受け、県内原子力事業者に対し確認・要請 |
| 11. 24 | 県議会 青森県原子力安全対策検証委員会による検証結果についての議員説明会を開催 |
| 12. 1 | 日本原燃(株) 知事からの確認・要請に対し回答 |
| 12. 7 | 県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催 |
| 12. 8 | 県 青森県原子力安全対策検証委員会による検証結果等に関する市町村長説明会を開催 |
| 12. 9 | 県内5事業者 「青森県内原子力事業者間安全推進協力協定」の締結 |
| 12. 21 | 県 県議会各会派から、国及び事業者による緊急安全対策に関する意見を聴取 |
| 12. 26 | 県 国及び事業者による緊急安全対策について、今後とも最善の努力をもって進められていくことを前提に、了とすべきものと判断 |
| 24. 3. 9 | 日本原燃(株) ウラン濃縮工場新型遠心機の初期導入前半分(37.5トンSWU/年) 運転開始 |
| 4. 23 | 日本原燃(株) 県に対し、青森県原子力安全対策検証委員会報告を受けた県の確認・要請に対する対応状況を報告(以降定期的に報告) |
| 4. 27 | 日本原燃(株) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえた核燃料サイクル施設の安全性に関する総合的評価の実施を国(経産省)へ報告 |
| 9. 19 | 原子力規制委員会発足 |
| 9. 25 | 県議会 革新的エネルギー・環境戦略等に関する議員説明会を開催 |
| 10. 4 | 日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成25年10月」に変更 |
| 10. 5 | 県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催 |
| 12. 20 | 日本原燃(株) ウラン濃縮工場新型遠心機の初期導入後半分(37.5トンSWU/年)の運転開始時期を「平成25年2月」に変更 |
| 25. 2. 8 | 日本原燃(株) 県及び六ヶ所村に対し、六ヶ所ウラン濃縮工場の新型遠心機導入等に係る新增設等計画書を提出(事前了解申し入れ) |
| 2. 28 | 日本原燃(株) ウラン濃縮工場新型遠心機の初期導入後半分(37.5トンSWU/年)の運転開始時期を「平成25年3月」に変更 |
| 3. 27 | 日本原燃(株) ウラン濃縮工場(新型遠心機)しゅん工 |
| 5. 13 | 県及び六ヶ所村 日本原燃(株)に対し、ウラン濃縮工場の新型遠心機への更新等について事前了解 |
| 5. 14 | 日本原燃(株) 国(原子力規制委員会)に対し、ウラン濃縮工場の新型遠心機への更新等に係る核燃料物質加工事業変更許可申請 |
| 5. 21 | 日本原燃(株) ウラン濃縮工場新型遠心機の初期導入後半分(37.5トンSWU/年) 運転開始 |
| 5. 26 | 日本原燃(株) 再処理工場のアクティブ試験において、ガラス固化試験終了 |
| 6. 21 | 日本原燃(株) 国(原子力規制委員会)に対し、再処理工場の低レベル廃棄物貯蔵建屋の増設に係る再処理事業変更許可申請 |
| 11. 1 | 日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「未定」に変更 |
| 11. 27 | 日本原燃(株) 再処理施設の第4低レベル廃棄物貯蔵建屋操業開始 |
| 12. 18 | 国(原子力規制委員会) 核燃料施設等の新規制基準を施行 |
| 12. 19 | 国(原子力規制委員会) 県、六ヶ所村及びむつ市に対し、核燃料施設等の新規制基準について説明 |
| 12. 19 | 日本原燃(株) 県及び六ヶ所村に対し、六ヶ所再処理工場等に係る新增設等計画書を提出(新規制基準対応への事前了解申し入れ) |
| 12. 26 | 県及び六ヶ所村 日本原燃(株)に対し、新規制基準への対応について事前了解 |
| 26. 1. 7 | 日本原燃(株) 国(原子力規制委員会)に対し、六ヶ所再処理工場等に係る新規制基準への適合確認のため事業変更許可申請、再処理工場のしゅん工時期を「平成26年10月」に変更 |
| 4. 11 | 日本原燃(株) MOX燃料加工施設のしゅん工時期を「平成29年10月」に変更 |
| 4. 21 | 県議会 エネルギー基本計画等に関する議員説明会を開催 |
| 5. 8 | 県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催 |
| 10. 31 | 日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成28年3月」に変更 |
| 11. 21 | 県議会 県内原子力施設の新規制基準への対応等に関する議員説明会を開催 |
| 12. 8 | 県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催 |
| 27. 11. 16 | 日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成30年度上期」に、MOX燃料加工施設のしゅん工時期を「平成31年度上期」に変更 |
| 11. 24 | 県議会 県内原子力施設の新規制基準への対応等に関する議員説明会を開催 |

| 年月日 | 事 項 |
|-----------|---|
| 27. 12. 8 | 県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催 |
| 28. 5. 10 | 知事 経済産業大臣に対し、地域振興対策等について要請（要請書提出） |
| 5. 11 | 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（再処理等拠出金法）成立 |
| 6. 22 | 日本原燃(株) 県及び六ヶ所村に対し、六ヶ所再処理工場の変更に係る新增設等計画書の提出（新規制基準対応への事前申し入れ） |
| 6. 28 | 県及び六ヶ所村 日本原燃(株)に対し、新規制基準への対応について事前了解 |
| 8. 3 | 日本原燃(株) 県及び六ヶ所村に対し、六ヶ所ウラン濃縮工場の変更に係る新增設等計画書の提出（新規制基準対応への事前了解申し入れ） |
| 8. 8 | 県 日本原燃(株)に対し、新規制基準への対応について事前了解 |
| 8. 10 | 六ヶ所村 日本原燃(株)に対し、新規制基準への対応について事前了解 |
| 9. 21 | 県議会 使用済燃料再処理機構及び県内原子力施設に関する議員説明会を開催 |
| 10. 3 | 使用済燃料再処理機構が設立 |
| 10. 7 | 県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催 |
| 11. 10 | 県、六ヶ所村及び使用済燃料再処理機構 「使用済燃料の再処理等の業務に関する基本協定書」等締結 |
| 29. 4. 24 | 日本原燃(株) 県及び六ヶ所村に対し、六ヶ所再処理工場の変更に係る新增設等計画書及び六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターの変更に係る新增設計画書を提出（新規制基準対応への事前了解申し入れ） |
| 4. 28 | 県及び六ヶ所村 日本原燃(株)に対し、新規制基準への対応について事前了解 |
| 5. 17 | 国（原子力規制委員会） ウラン濃縮工場の核燃料物質加工事業変更の許可（新規制基準） |
| 9. 12 | 日本原燃(株) 自主的にウラン濃縮工場の生産運転を一時停止 |
| 12. 22 | 日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「平成33年度上期」に、MOX燃料加工施設のしゅん工時期を「平成34年度上期」に変更 |
| 30. 2. 23 | 県議会 県内原子力施設の新規制基準への対応等に関する議員説明会を開催 |
| 3. 22 | 県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催 |
| 4. 9 | 日本原燃(株) 県及び六ヶ所村に対し、六ヶ所再処理工場の変更に係る新設等計画書を提出（新規制基準対応への事前了解申し入れ） |
| 4. 13 | 県及び六ヶ所村 日本原燃(株)に対し、新規制基準への対応について事前了解 |
| 5. 15 | 日本原燃(株) 県及び六ヶ所村に対し、六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センターの新增設等計画書（施設の増設等）を提出 |
| 7. 30 | 県及び六ヶ所村 六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センターの新增設等計画書（施設の増設等）について事前了解 |
| 8. 1 | 日本原燃(株) 国（原子力規制委員会）に対し、六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センターに係る廃棄物埋設事業変更許可申請書を提出 |
| 9. 21 | 日本原燃(株) 県及び六ヶ所村に対し、六ヶ所再処理工場の変更に係る新設等計画書を提出（新規制基準対応への事前了解申し入れ） |
| 9. 28 | 県及び六ヶ所村 日本原燃(株)に対し、新規制基準への対応について事前了解 |
| (令和) | |
| 1. 7. 8 | 日本原燃(株) 県及び六ヶ所村に対し、六ヶ所再処理工場の変更に係る新設等計画書を提出（新規制基準対応への事前了解申し入れ） |
| 7. 30 | 県及び六ヶ所村 日本原燃(株)に対し、新規制基準への対応について事前了解 |
| 2. 2. 6 | 日本原燃(株) 県及び六ヶ所村に対し、六ヶ所再処理工場の変更に係る新設等計画書を提出（新規制基準対応への事前了解申し入れ） |
| 2. 12 | 県及び六ヶ所村 日本原燃(株)に対し、新規制基準への対応について事前了解 |
| 3. 13 | 日本原燃(株) 国（原子力規制委員会）に対し、廃棄物管理事業変更許可申請を取り下げ（返還低レベル放射性廃棄物の受入れ） |
| 7. 29 | 国（原子力規制委員会） 再処理事業に係る変更許可（新規制基準への適合性確認） |
| 8. 4 | 原子力規制庁 知事及び県議会議長に事業変更許可申請に関する審査の概要を説明 |
| 8. 5 | 原子力規制庁 六ヶ所村長に事業変更許可申請に関する審査の概要を説明 |
| 8. 21 | 日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「2022年度上期」に変更 |
| 8. 26 | 国（原子力規制委員会） 廃棄物管理事業に係る変更許可（新規制基準への適合性確認） |
| 9. 18 | 県議会 六ヶ所再処理工場の新規制基準適合に係る事業変更許可及び県内原子力施設の新規制基準適合性審査の対応状況等に関する議員説明会を開催 |
| 10. 7 | 県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催 |

| 年月日 | 事 項 |
|-----------|--|
| 2. 10. 21 | 第12回核燃料サイクル協議会 |
| 12. 9 | 国（原子力規制委員会） MOX燃料工場事業変更許可（新規制基準への適合性確認） |
| 12. 16 | 日本原燃(株) MOX燃料加工施設のしゅん工時期を「2024年度上期」に変更 |
| 12. 17 | 電事連 新たなプルサーマル計画を策定「2030年度までに少なくとも12基でプルサーマル実施」 |
| 3. 2. 26 | 電事連 プルトニウム利用計画を策定 |
| 7. 21 | 国（原子力規制委員会） 廃棄物埋設事業に係る変更許可 |
| 4. 2. 18 | 電事連 プルトニウム利用計画を策定 |
| 7. 29 | 日本原燃(株) ウラン濃縮工場の既設分（75トンSWU／年）の運転再開時期を「2023年2月」に、増設分（75トンSWU／年）の運転開始時期を「2023年9月」に変更 |
| 9. 7 | 日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「未定」に変更 |
| 12. 26 | 日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「2024年度上期のできるだけ早期」に変更 |
| 5. 1. 20 | 県議会 「今後の原子力政策の方向性と行動指針（案）」及び県内原子力施設の新規制基準適合性審査の対応状況等に関する議員説明会を開催 |
| 1. 31 | 日本原燃(株) ウラン濃縮工場の既設分（75トンSWU／年）の運転再開時期を「2023年5月」に、増設分（75トンSWU／年）の運転開始時期を「2023年12月」に変更 |
| 2. 3 | 県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催 |
| 2. 17 | 電事連 プルトニウム利用計画を策定 |
| 4. 28 | 日本原燃(株) ウラン濃縮工場の既設分（75トンSWU／年）の運転再開時期を「2023年8月」に、増設分（75トンSWU／年）の運転開始時期を「2024年3月」に変更 |
| 8. 25 | 日本原燃(株) ウラン濃縮工場の既設分（75トンSWU／年）の運転を再開 |
| 8. 29 | 第13回核燃料サイクル協議会 |
| 6. 1. 30 | 日本原燃(株) ウラン濃縮工場の増設分（75トンSWU／年）の運転開始時期を「2024年7月」に変更 |
| 2. 16 | 電事連 プルトニウム利用計画を策定 |
| 7. 30 | 日本原燃(株) ウラン濃縮工場の増設分（75トンSWU／年）の運転を再開 |
| 8. 29 | 日本原燃(株) 再処理工場のしゅん工時期を「2026年度中」に、MOX燃料加工施設のしゅん工時期を「2027年度中」に変更 |
| 9. 19 | 県議会 県内原子力施設の新規制基準適合性審査の対応状況に関する議員説明会を開催 |
| 10. 7 | 県議会 原子力・エネルギー対策特別委員会を開催 |
| 10. 10 | 電事連 県に対し、「仏国からの返還低レベル放射性廃棄物受入れ」のうち固形物収納体に関する内容の一部変更について申し入れ |
| 11. 1 | 日本原燃(株) ウラン濃縮工場のRE-2B（150トンSWU／年）のしゅん工時期を令和9年度に、RE-2C（150トンSWU／年）のしゅん工時期を令和10年度に変更 |
| 12. 24 | 第14回核燃料サイクル協議会 |
| 7. 2. 14 | 電事連 プルトニウム利用計画を策定 |
| 3. 6 | 日本原燃(株) 低レベル放射性廃棄物埋設センター3号廃棄物埋設施設の受入れ開始 |
| 3. 24 | 県 使用済燃料中間貯蔵事業及び再処理事業に係る実施環境の確認を実施 |
| 8. 2. 20 | 電事連 プルトニウム利用計画を策定 |